

第四三回

参第一九号

外資に関する法律の一部を改正する法律（案）

外資に関する法律（昭和二十五年法律第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中第四号を第六号とし、第三号を次のように改める。

三 産業秩序を著しく乱すものと認められる場合

四 中小企業を不当に圧迫するものと認められる場合

五 日本経済の健全な発展に寄与する新たな技術で国内で開発されたもの（以下この号において「新技術」という。）の企業化又は新技術に係る事業の育成を阻害するものと認められる場合

第十三条の二第一号中「第八条第二項第四号」を「第八条第二項第六号」に、「同項第四号」を「同項第六号」に改め、同条第五号中「第八条第二項第四号」を「第八条第二項第六号」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

外資導入の認可基準を、日本経済の実情に適合させる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。